

海外婦人労働資料第二五号

労働者のための施設

米國連邦労働省労働基準局編
時労働條件、最高生産のための最
低労働條件より採擇

労働省婦人少年局

労働者のための施設

下記の基準は健康及び衛生を営むための最低基準である。この基準以上の設備がある場合は労働者が自分の暮らす所について要する時間を減少できるから事業が競争力のあることを多くの工業事業所は認めている。

一 飲用水——労働者には地方の衛生を所望する行政庁が認可した冷たい、清潔な、安全な、飲用水を充分与えなければならぬ。水は四の度以上八の度以下でなければならぬ。作業の性質上労働者が過度の熱を受け又は繁勤が身体に過度の緊張を与える場合は、水は比較的高くしなければならぬ。又湯の供給を手えることが望ましい（医師の報告による）。

冷却用の水は水と直接接触してはならない。水は角度のある噴出口のついた衛生的飲用噴水か又は一度使用した後処分される個別のコップによって飲用できる様にしなければならぬ。角度のある噴出口の噴水は飲用噴水に属するアメリカ標準協会の規定（二四・二）に基き構成しなければならぬ。共同のコップ及び水を入れて注ぐ容器は禁止する。桶又は果菜類の高い容器においては労働者三人に対して最低一個の飲用水の設備を設置しなければならぬ。他の種類の業務においては労働者五人に対して一個とする。

二 便所施設——便所は男女別に設けなければならない。便所は作業場から便利な位置に設置し然も完全に隔離しなければならない。便所は採光及び換気と良好にしなければならぬ。

床、座席、及び便器は不渗透性の材料で作り、毎日石鹸、熱湯及び消毒剤で磨かなければならぬ。男子労働者五〇人に対して最低一個の便器又は二フイートの高さの厚板製便器を設けなければならぬ。男女別人数に対する便所の比率は次の表によらなければならない。

最低便所数

1	2	3	5
10	24	49	100

とに1個

三 手洗施設——男女別に別個の手洗所を設けなければならない。一〇人以上の一〇〇人の労働者に対して熱湯及び冷水の出る洗器又は二フイートの水を最低一個設けなければならない。一〇〇人以上の労働者に対しては一

人数

1	2	3	5
10	24	49	100

とに1個

五人を贈すごとに一個の割とする。手洗がすべて弁口から流れる水の中で出来るように水は湯は寒かぬ様にしなければならぬ。本機には二フイートの水と二フイートの熱湯及び冷水の弁口を設け、又はその代りとして熱湯が流れる中空のパイプを本機の縁から一ハインチ乃至二ハインチの高さに設けなければならぬ。労働者が有蓋性、清潔又は別載材料により身体を汚染する作業場に於ては八人以上一〇人の労働者に対して混合水を流して熱湯及び冷水の出るシャワーを最低一個設けなければならない。適當な距離に入れた暖かい石炭及び布又は紙の個人用手拭を設けなければならない。一般用手洗施設が便所に不便である場合には、最低一個の洗器を各便所の中又はその隣接したところに設置しなければならない。手洗所は常時衛生の状態で保持しなければならない。

四 更衣室——労働者が外衣を作業衣に替えることがその取換の便い設備となつてゐるか又はそれが必要とするすべての雇用の場所には戸棚その他のいれもののある更衣室を男女別に設けなければならぬ。労働者の衣服が塵埃、煙又は有害なものは別載性の材料で出来た場合は二個の戸棚外衣用一個及び作業衣用一個——と与えなければならぬ。かかる労働者に対する更衣室はシヤワーに隣接して設置しなければならぬ。井換気装置のない場合は戸棚には孔を穿つた全蓋製の底と天床及び孔を穿つた扉をつければならぬ。換気の不足のため戸棚の入手が不可能な場合は床又は壁の壁に鍵を掛けることの出来る滑車の綱索で降し又手のかねるところまで上げることのできる一八番乃至二四番手の針金製綱が実用的代用物となりうることを提案する。すべての更衣室は衛生的な状態に維持されなければならない。

五 沐浴室——一〇人以上の女子を使用するすべての事業所においては沐浴室が設けられた沐浴室を設け、一〇人以上の女子と使用する浴室所においては少なくとも一八番乃至二四番手の針金製綱が実用的代用物となりうることを提案する。すべての更衣室は衛生的な状態に維持されなければならない。

女子一人に對する休養室の床面積は少くとも六〇平方フィートなければならぬ。一〇人を越える女子に對しては一人増すごとに二平方フィートの床面積を増さなければならぬ。一〇人以上一〇〇人未満の女子が使用されるすべての場所においては最低一台の寝椅子又は寝台を設けなければならぬ。一〇〇人を越え二五〇人未満の場合は二台、二五〇人以上の場合は二五〇人を増すごとに寝椅子一台を増すものとする。

六ノ食事施設 充分な食事施設の重要性はいくら強調しても過ることではない。すべての交替時間の労働者に對して食事施設を設けるためあらゆる努力を盡すべきである。工場内の食事施設は労働者が外に食へに出たり又は薪薪を持つてきたりするよりも望ましい形態の食事であること、及び事故発生率及び欠勤率を減少する助けとなることと過去の経験は教へてゐる。交替時間中の食事の重要性は地方の食料不足と買物時間の不足の結果生ずる不規則な戦時食に伴つて増大してゐる。工場内の食料の買い食事はしばしば労働者の主要栄養源となる。工場給食及び栄養については技術的助言は食糧配給を通じて得ることができる。労働者及び軍需局は前者は工場職員に對して食用肉及びその他の配給食糧を許可することにより又後者は必要な施設を設けるために必要な材料及び装置を製造することにより使用者が労働者の利用する食事施設を設置することに協力してゐる。食事施設は規則的な交替の間の食事とよえ、又は同食を利用できる様に設置される。主要食事に對する施設は作業場から分離しなければならぬ。可能な限り労働者が食事前に手を洗ふことができる様に手洗所を便利な位置に設けなければならぬ。中食食堂又は留給式同食食堂の設置が不可能で、作業場が有毒性でない場合は、食事は移動式カフエテリアによつて労働者に分配することができる。カフエテリアとは中央の料理場から工場内のすべての場所に遠い食事及び冷い食事を運搬する組立式手押車をいう。この手押車は最少の時間と場所により遠くで食事のある食事を供給することと可能にする。

小型の簡易食事自動車は適い飲料とミルクサンドウィッチ及びアイスクリーム等の同食を供給するために

便利である。煮食及び同食を作業場である場合は重食又は同食前に手を洗ふことを労働者に奨励しなければならぬ。有毒性ガス又は塵埃が存在する場所においてはいかなる食事も供給し又は食べさせてはならぬ。

七 医療及び応急手当施設

一 医療 医療は工場の場合により就業時間の全部又は一部又は契約により執務する医師の監督により与えなければならぬ。この医療が就業時間の一部又は契約時間によるときは、看護婦又は看護した応急手当人の治療と与えなければならぬ。全就業時間執務する医師又は看護婦の治療が与えられぬ場合は応急手当所の指示板に次の事項を記載しなければならぬ。

(1) 契約により又は就業時間の一部執務する医師の住所氏名及び電話番号 (2) 工場医師のところに

行くことが出来ない場合診療を受けける直轄の医師名 (3) 最も近くにある病院の名前及び電話番号 (4) 応急手当の処理に熟練し責任の持てる工場労働者の氏名及び位置

二 応急手当室 すべての工場内に応急手当室を設けなければならぬ。すべての交替時間中、労働者は応急手当を受ける必要がある時、応急手当室に出頭する医師、看護婦、又は応急手当に熟練した労働者の手当を受け得る様にしなければならぬ。手当室は七呎に九呎の本とし保護、照明、換気の良好な相宜と備へなければならぬ。手当室は便利な位置に設けると同時に作業場から完全に隔離され目で見えなければならぬ。入浴及び便所の施設を手当室内に設けなければならぬ。暖及び天井は洗滌のできる白色塗料で塗らなければならない。入浴及び便所の施設を手当室内に設けなければならぬ。湯及び水の固定した足部浴

浴槽を設けなければならぬ。手当室には次に掲げる物品を入れた応急手当箱を設置しなければならぬ。手当材料は小型の容器に包装し、一度使用した後は処分しなければならぬ。器具は使用後清潔にしなければならぬ。